

専門員意見書

入居申込者氏名: \_\_\_\_\_

1 本人の状況

要介護度	5	4	3	2~1
------	---	---	---	-----

認知症による不適応行動	非常に多い	やや多い	少しあり	なし
-------------	-------	------	------	----

2 在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

3 主たる介護者・家族の状況

① 世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他( )
② 主たる介護者の年齢・続柄	歳(続柄: )		
③ 介護者の障害・疾病	なし	あり( ) 介護は困難・多少は介護可能・介護可能	
④ 介護者の就労	なし	あり(職種等 職務 日/週 時間/日)	
⑤ 介護者の育児・家族の病気	なし	あり( )	
⑥ 他の同居介護補助者	なし	あり(続柄: 日/週程度)	
⑦ 別居血縁者の介護協力	なし	あり(続柄: 日/週程度)	

4 その他

作成者所属		担当者		印
-------	--	-----	--	---

作成日:平成 年 月 日

## 【作成上の留意事項】

### 1 「認知症による不適応行動」

認定調査における行動に関連する項目のうち

「夜間不眠や昼夜が逆転している」「1人で外に出たがり目が離せない」「火の始末や火元の管理ができない」「ろう便行為等の不潔行為がある」「異食行為がある」

に関する項目に「ある」又は「ときどきある」が1つ以上ある場合で

「非常に多い」……毎日ある場合／「やや多い」……週に1～2回以上ある場合

「少しあり」……月に1～2回程度ある場合  
を目安として判断する。

### 2 在宅サービスの利用度

・サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

(サービス利用単位数／区分支給限度基準額単位数×100)

・算定の期間については既ね3ヶ月を標準とし、平均利用割合により判断する。

・算定の対象となるサービスは、次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

### 3 「②介護者の障害・疾病」

「介護は困難」……介護者が障害や疾病のため要介護の排泄、入浴、移動、着替え、食事等のADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」……介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」……介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

※他の医療機関や入所施設等に現在入院（所）している申込者の評価基準算定は、原則として退所（所）後に予想される状況で判断する。